

審査ピックアップ 案号 第69号
 (総務建設委員会)
 菊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

Q 改正は非正規職員の待遇改善につながるのか。

A これまで地方公務員法に非正規職員の具体的な任用や労働条件が明確に定められていなかったため、非正規職員の任用や勤務条件を明確化し、待遇改善を目指す改正である。

Q 改正による今後の財源確保はどうしていくのか。

A 国庫補助事業等の事務費の対象となる以外は一般財源である。先日、総務大臣が記者会見で、「会計年度任用職員制度の導入で増える自治体経費について、地方財政計画にしっかりと計上し、適切に財源を確保する」と発言された。地方交付税に反映されることも考えられるので、今後の動きに注視していく。

審査ピックアップ 案号 第73号
 (総務建設委員会)
 菊川市役所庁舎東館多目的エリア条例の制定について

Q 予約とフリーのスペースが「多目的エリア」となっている。テラスの区分は。

A テラスは多目的エリアの外であり、庁舎のテラスとなる。一体的に利用したい場合は利用できるようにしたい。

審査ピックアップ 案号 第82・83・84号
 (教育福祉委員会)
 指定管理者の指定について
 ◆指定管理者となる団体
 「菊川市体育協会グループ」※

議案第82号では体育館(総合体育館・小笠体育館・堀之内体育館)の、第83号では都市公園(菊川運動公園・和田公園・菊川公園・尾花公園・尾花運動公園)の、第84号では公園(丹野グラウンド・小笠グラウンドゴルフ場)の令和2年度から5年間の指定管理者の指定について審査されました。

Q 公募が原則であるが、非公募となった理由は。

A 市としてスポーツ振興を進める上で、菊川市体育協会グループの活動が必要不可欠と認識している。スポーツ教室開催数の大幅な伸びや施設利用者が毎年伸びている等これまでの実績もある。「菊川市指定管理制度運用の手引き」で「地域の住民グループによる管理が有効であると考えられる場合」は非公募が認められており、選定委員会で承認をいただき正式決定された。

Q 次期指定管理料はどのように算定されたか。

A 業務仕様書に基づいて各施設の管理費用、委託料、事業費等を積み上げて算出。次期指定管理料は年間約7700万円で、前回から約110万円増加。主な原因は、全体的に施設の老朽化が進んでいるため、修繕費を増やしたことが挙げられる。

Q 指定管理者から地元業者への発注状況は。

A 各施設の維持管理は指定管理者から専門業者へ委託を行う。除草作業をシルバー人材センター、樹木管理を造園組合に委託したりと、地元業者へ発注されている。

※「菊川市体育協会グループ」とは、特定非営利活動法人菊川市体育協会を代表構成員とし、株式会社オーチャー(神奈川県横浜市)を構成員とした2つの法人からなる団体。